

「令和 8 年度情報システム監査業務」参加要項

第 1 条 「令和 8 年度情報システム監査業務」に参加を希望する者は、下記 1. に掲げる提出書類を下記 3. に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第 2 条 提出書類の記載にあたっては、下記 2. に留意して行うこと。

第 3 条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又はとり消しを行うことは出来ない。

第 4 条 「令和 8 年度情報システム監査業務」に関する公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申し込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第 5 条 提出書類は、下記 5. のとおり審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅延なく参加者に対し通知する。

第 6 条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

1. 提出書類・部数

企画提案書について事業者名を記載したものを 1 部、事業者名を記載しないものを 1 部、それぞれ作成し別の CD、DVD 等に格納し、提出すること。USB メモリやメール、オンラインストレージ経由での提出は認めない。

2. 留意事項

提出書類に対する経費その他発生した一切の費用について機構は支出を行わない。また、提出書類は返却しない。

営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、各参加者の企画提案書は非公開とする。

事業者名なしの提出物については、事業者名、ロゴマーク及びコーポレートカラー等を一切記載せず、提出者が特定できないよう、最大限の配慮を行うこと。

3. 技術点の評価基準

評価基準書を参照すること。

4. プレゼンテーション及び入札の手順

- (1) 価格入札を実施する。
- (2) 価格入札の結果、入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、その後の企画案プレゼンテーションに進めないものとする。ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する場合がある。
- (3) 価格入札後にプレゼンテーションの順番とプレゼンテーションにおける各参加者の呼称（A社、B社など）を発表する。
- (4) プレゼンテーションの評価にあたっては、機構に設置する選定委員会において審査及び評価を行う。
- (5) 参加者は、企画提案書に基づき、上記 5. の評価基準による評価を受けやすいようプレゼンテーションを行う。その際、事業者名は明かさずプレゼンテーション用の呼称（A社、B社など）を用いること。
- (6) プレゼンテーション時間及び質疑応答時間はそれぞれ最大15分とする。
- (7) 原則として、仕様書にて定める監査人となる予定の者がプレゼンテーションを行うこと。
- (8) 参加者は機構選定委員から質疑を受ける。
- (9) 選定委員は、上記（5）から（8）までの結果を審査する。
- (10) 審査終了後、各選定委員は参加者の技術点数を採点用紙に記入する。
- (11) 機構は上記（10）の採点結果を集計し、その平均点を各参加者の技術点とする。満点は1,200点とする。
- (12) 技術点の評価項目のうち、一項目でも平均点が基準点を下回った場合は失格とする。
- (13) 以下の計算式により価格点を算出する。
$$1200 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$
- (14) （11）で算出した技術点と（13）で算出した価格点を合計し、最も点数が高い者を落札者とする。
- (15) 入札に際して、著しく低い価格の入札があった場合には落札を留保し、機構が調査を実施し、契約の履行ができないと認められる場合には、その者と契約を結ばず、次点の者を落札者として契約を結ぶこととする。